
*
* 令和7年度 第10回高梁市農業委員会総会会議録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和7年度 第10回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和8年1月16日 午後 3時30分 招集
2. 令和8年1月16日 午後 3時30分 開会
3. 令和8年1月16日 午後 4時35分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小 見 山 力 信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達 千 鶴 子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬 戸 川 伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	中藤宏和				
書記	藤代晋太郎				
主事	奥田紗代				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第40号	農地法第3条の規定による許可申請について		4件	許可
	第41号	農地法第5条の規定による許可申請について		2件	許可
	第42号	農用地利用集積等促進計画の決定について		5件	決定
	第43号	農用地利用集積等促進計画策定の要請について		3件	決定
	第44号	有漢農業振興地域整備計画の変更について			適当
	第45号	成羽農業振興地域整備計画の変更について			適当
	第46号	川上農業振興地域整備計画の変更について			適当
	第47号	備中農業振興地域整備計画の変更について			適当
	報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について			
8	署名委員				
			12番	藤本久也	
			13番	惣田敏郎	
9	議事の内容				
	令和7年度 第10回高梁市農業委員会総会会議録				
	令和8年1月16日(金) 高梁市役所 3階大会議室				

議 長	<p>それでは、本日の出席委員は、農業委員19名、推進委員7名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和7年度第10回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。12番藤本委員と13番惣田委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。48番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第40号57番朗読説明 －</p> <p>57番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を移転する案件です。申請農地については、田1筆230㎡です。譲受人の通作距離は、50m以内、耕作面積は1,489㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、親族間の贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については1月13日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 前崎委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>申請農地の隣は野菜畑となっており、草は生えている状態でしたが、耕作には問題ないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。57番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、57番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、58番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第40号58番朗読説明 －</p> <p>58番は、譲受人が、譲渡人から新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆242㎡です。譲受人の通作距離は、110m以内、耕作面積は0㎡ 営農計画書を提出していただいております。家族1人中耕作人は1人、対価は10アール当たり19万円です。この案件につきましては、譲渡人が耕作できないため譲受人が引き受けることになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月13日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 山川委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>この案件は譲渡人の方が譲渡先を探していた中で、この申請の流れとなったものです。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。58番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、58番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、59番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第40号59番朗読説明 －</p>
中藤局長	<p>59番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆333㎡です。譲受人の通作距離は、1km以内、耕作面積は46,655㎡ 家族7人中耕作人は5人、対価は10アール当り95万4千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月13日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 前崎委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>農地の周辺には水路があり、譲受人の方は稲作を引き続きされると話されていました。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。59番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、59番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、60番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第40号60番朗読説明 －</p>
中藤局長	<p>60番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田2筆で2,224㎡です。譲受人の通作距離は、3km以内、耕作面積は46,655㎡ 家族7人中耕作人は5人、対価は10アール当り18万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1月13日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 田平委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>周囲は中山間地域等直接支払交付金制度に取り組みされている地域で、申請農地は綺麗に整備されている所で問題ないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。60番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、60番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、「議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。18番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第41号18番朗読説明 －</p>

中藤局長	<p>18番については、転用者が、設定者の申請農地に使用貸借権を設定し、露天駐車場に転用するものです。申請農地については、田1筆660㎡の内357㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の賃借料は無償です。施設の概要としては、露天駐車場12区画です。この案件につきましては、転用者の事業用の駐車場が不足しているため、設定人の農地を一部借り受けて露天駐車場を整備するものです。なお、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、1月13日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、9ページから11ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 山川委員 議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 転用者の方は駐車場確保にかなり苦慮されている状態でした。この度、農地の所有者から申し出があり、申請に至りました。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。18番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、18番については許可とすることに決定しました。 次に、19番について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">－ 議案第41号19番朗読説明 －</p>
中藤局長	<p>19番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地については、田1筆722㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は110万8千円です。施設の概要としては、太陽光パネル160枚、発電量49.50kWです。なお、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、1月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、12ページから13ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 渡邊委員 議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 当該農地は一段低いところにあります。水路については、コンクリートで整備されているので、周囲に影響はないと思われます。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。19番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、19番については許可とすることに決定しました。</p>
藤代書記	<p>続きまして、「議案第42号 高梁市農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から3番について説明をお願いします。 それでは、3ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和8年2</p>

	<p>月9日、利用権の設定を受ける者は5名、利用権の設定をする者は5名、利用権の設定をする件数は5件、利用権設定面積は16,916㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p> <p>－ 議案書にもとづいて、1番から3番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －</p>
議長	<p>それでは、1番から3番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議長	<p>なしとの声がありました。1番から3番について採決を採ります。1番から3番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ですので、1番から3番については決定しました。 農業委員会会議規則第18条の規定により、渡邊委員の除斥を求めます。 (渡邊委員退席)</p>
議長 藤代書記	<p>事務局、4番について説明をお願いします。</p> <p>－ 議案書にもとづいて、4番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －</p>
議長	<p>それでは、4番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議長	<p>なしとの声がありました。4番について採決を採ります。4番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ですので、4番については決定しました。渡邊委員の除斥を解きます。 (渡邊委員着席)</p>
議長	<p>農業委員会会議規則第18条の規定により、前崎委員の除斥を求めます。 (前崎委員退席)</p>
議長 藤代書記	<p>事務局、5番について説明をお願いします。</p> <p>－ 議案書にもとづいて、5番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －</p>
議長	<p>それでは、5番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議長	<p>なしとの声がありました。5番について採決を採ります。5番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ですので、5番については決定しました。前崎委員の除斥を解きます。 (前崎委員着席)</p>
議長	<p>「議案第43号 高梁市農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題といたします。事務局、1番及び2番について説明をお願いします。</p>
藤代書記	<p>それでは、4ページをご覧ください。高梁市農用地利用集積等促進計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和8年2月9日、利用権の設定を受ける者は3名、利用権の設定をする者は3名、利用権の設定をする件数は3件、利用権設定面積は7,198㎡となっています。各筆明細について説明いたします。</p>

議 長	<p>－ 議案書にもとづいて、1番及び2番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －</p> <p>それでは、1番及び2番について発言をお願いします。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番及び2番について採決を採ります。1番及び2番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番及び2番については決定しました。</p> <p>農業委員会会議規則第18条の規定により、渡邊委員及び平松委員の除斥を求めます。</p> <p>（渡邊委員及び平松委員退席）</p>
議 長	<p>事務局、3番について説明をお願いします。</p> <p>－ 議案書にもとづいて、3番の個別の農用地利用集積等促進計画の内容を朗読説明 －</p> <p>それでは、3番について発言をお願いします。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。3番について採決を採ります。3番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、3番については決定しました。渡邊委員及び平松委員の除斥を解きます。</p> <p>（渡邊委員及び平松委員着席）</p>
議 長	<p>続きまして、「議案第44号 有漢農業振興整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>－ 議案第44号朗読説明 －</p>
奥田主事	<p>議案第44号 有漢農業振興整備計画の変更について説明いたします。議案14ページをご覧ください。農用地区域の編入1件、除外2件の申し出があります。</p> <p>編入の1番について説明します。変更事由ですが、中山間地域等直接支払制度に取り組む計画であり、また、現に耕作されており今後も農地として維持管理を行っていくため、農用地区域に編入するための申し出でございます。土地は、田3筆802㎡です。19ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。</p> <p>続いて議案15ページをご覧ください。除外の2番について説明します。変更事由ですが、申請者は、以前親の実家に同居していましたが、兄が結婚し世帯で同居することになり自身の同居が困難となって、現在高梁市街地に居住しています。最近、親が高齢で病気がちとなったことで、常態的な介護と親が所有する農地の管理が必要となり、実家近くに農機具倉庫を備えた分家住宅の建設を考えており、建設場所を選定する中で農地以外の土地を探したところ、取得や利用可能な土地がなく、やむなくこの農地を選定したものです。申出地は、東側：公衆用道路 西側：田 南側：田 北側：田に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、田1筆604㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、住宅の新築で、事業計画の時期は令和8年5月頃です。農業投資実施状況、中山間直接支払制度の実施状況はありません。多面的機能支払交付金の実施状況はありますが、集落代表者と協議済みで、返還金の発生の対応等については県と協議中です。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありませぬ。農地転用の確実性については、令和7年12月9日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他</p>

	<p>法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。20ページに位置図と公図、21ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。</p> <p>除外の3番について説明します。変更事由ですが、現在申出者は墓地を所有しておらず、墓地の新設を検討しており農地以外の土地、農振農用地以外で土地を探したところ、ほかに適した土地がないため、やむなく自宅付近の対象農地を選択し、墓地への進入路も隣接して設置する必要があるため、併せて整備するものです。申出地は、東側：田 西側：宅地 南側：田 北側：宅地に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、田2筆24.99㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は、墓地の新設で、事業計画の時期は令和8年6月頃です。農業投資、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金の実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和7年12月9日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法第5条第1項による許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。22ページに位置図と公図、23ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。</p>
議 長	<p>それでは、1番から3番について発言をお願いします。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番から3番について採決を採ります。1番から3番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番から3番については適当であると答申することに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第45号 成羽農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。</p>
奥田主事	<p style="text-align: center;">－ 議案第45号朗読説明 －</p> <p>議案第45号 成羽農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案16ページをご覧ください。農用地区域の除外1件の申し出があります。</p> <p>1番について説明します。既存の資材置き場、駐車場が不足したため、整備拡張する必要が生じ、近隣地で土地を探したところ、ほかに適した土地がないため、やむなく既存資材置場の隣地である申出地及びその他の土地を選択し、整備拡張するものです。申出地は東側：既存資材置場 西側：畑 南側：道路 北側：用水路に隣接しており、周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、畑1筆78㎡です。転用事業者と土地所有者は異なります。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場の造成で、事業計画の時期は令和8年8月頃です。農業投資、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金の実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和7年12月9日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。24ページに位置図と公図、25ページに土地利用計画図、現地写真を掲載しています。現地写真の方で、現在、変更申出地の一部に一時的に資材の方がおかれている状況です。農地転用の申請までには撤去するよう指導していきます。</p>
議 長	<p>それでは、1番について発言をお願いします。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。1番について採決を採ります。1番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、1番については適当であると答申することに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第46号 川上農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。</p>
奥田主事	<p style="text-align: center;">－ 議案第46号朗読説明 －</p> <p>議案第46号 川上農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案17ページをご覧ください。農用地区域の除外1件の申し出があります。</p> <p>1番について説明します。変更事由ですが、申請者の寺は墓苑を所有しており、墓苑に入りたい檀家が増え、既存の墓地では手狭になり、また、参拝者用の駐車場を設置しておらず、既存の墓地に隣接する土地と寺に隣接する土地に整備することが合理的であり、直ちに施工されました。整備後に転用事業者から相談があり、調べたところ農振農用地であると判明し、該当農地のうち既存の墓地に隣接する土地は墓地の増設時に増設部分が一部農振農用地にはみ出てしまったことによるもので、変更申出書の提出があったため、現地を確認のうえ追認するものです。申出地は、墓地については、東側：畑 西側：山林 南側：畑 北側：墓地に、駐車場については、東側：畑 西側：雑種地 南側：畑 北側：宅地 に隣接しており、どちらも周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。開発計画の概要です。土地は、畑2筆1, 663㎡です。転用事業者と土地所有者は異なります。転用目的は、駐車場、墓地の設置で、事業計画の時期は、駐車場は平成23年5月10日に実施済みです。また墓地は平成25年で実施済みですが、月日不詳です。農業投資、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金の実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から6号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和7年12月9日に農林課、農業委員会事務局とで現地を確認しております。法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法第5条第1項による許可です。以上が許可基準からみた検討結果です。26ページに位置図と公図、27ページに土地利用計画図、28ページに現地写真を掲載しています。なお、この案件につきましては、既に駐車場、墓地の整備が完了しているため、農振除外後の転用申請の際には始末書を添付するよう話しております。</p>
議 長 小西代理 中藤局長 中曾委員 中藤局長 議 長	<p>それでは、1番について発言をお願いします。</p> <p>墓地の周囲も除外されるのですか。</p> <p>墓地部分のみの農振除外となります。</p> <p>他部署との連携はどのような状況になっていますか。</p> <p>発覚当時は環境課にも協議がされていない状況でしたが、現在は両課で連携しながら業務を進めている状況です。</p> <p>他に発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。1番について採決を採ります。1番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>

議 長	<p>挙手全員ですので、1番については適当であると答申することに決定しました。</p>
	<p>続きまして、「議案第47号 備中農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局、1番について説明をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">－ 議案第47号朗読説明 －</p>
奥田主事	<p>議案第47号 備中農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案18ページをご覧ください。農用地区域の編入1件の申し出があります。</p>
	<p>1番について説明します。変更事由は中山間地域等直接支払制度に取り組む計画であり、また、現に耕作されており今後も農地として維持管理を行っていくため、農用地区域に編入するための申し出でございます。土地の所在は、田7筆10,977㎡です。29ページに位置図、周辺の農用地区域の状況を掲載しています。</p>
議 長	<p>それでは、1番について発言をお願いします。</p>
中曾委員	<p>耕作者は誰になる予定ですか。</p>
奥田主事	<p>地元の農事組合法人になる予定です。</p>
議 長	<p>他に発言はありますか。</p>
	<p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。1番について採決を採ります。1番について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、1番については適当であると答申することに決定しました。</p>
	<p>次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。</p>
藤代書記	<p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 －</p>
議 長	<p>説明が終わりましたが、発言をお願いします。</p>
	<p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。</p>
	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第10回総会を閉会します。</p>

令和8年1月16日

会 長 土 岐 康 夫

1 2 番 藤 本 久 也

1 3 番 惣 田 敏 郎